

愛知県河川整備計画流域委員会 委員名簿

●第4条第1項第1号該当委員

氏名	分野	役職等
秋山 晶則 <small>あきやま きよのり</small>	歴史文化	岐阜聖徳学園大学 教授
浅野 純一郎 <small>あきのの じゆんいちろう</small>	都市計画	豊橋技術科学大学 教授
尾花 まき子 <small>おぼな まきこ</small>	河川	名古屋工業大学 准教授
北野 利一 <small>きたの としかず</small>	海岸	名古屋工業大学 教授
武田 誠 <small>たけだ まこと</small>	河川	中部大学 教授
戸田 祐嗣 <small>とだ ゆうじ</small>	河川	名古屋大学 教授
長田 敦司 <small>ながた ぶんじ</small>	水利	愛知・豊川用水振興協会 理事長
長谷川 明子 <small>はせがわ あきこ</small>	環境	名古屋大学 特任教授
服部 亜由未 <small>はつとり あゆみ</small>	地理	愛知県立大学 准教授

(敬称略・五十音順)

[参考1]「愛知県河川整備計画流域委員会規約」抜粋

第4条 委員は、愛知県の河川、環境、都市計画、歴史文化、地理等についての学識経験を有する者から次に該当する委員を愛知県知事が委嘱する。

1. 全県の視点から助言する学識経験を有する者
  2. 当該河川の地域特性に関する学識経験を有する者
- (以下略)

[参考2]「河川法」抜粋

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。